

募集します！

本法人の事業活動及び各業務を表現するのにふさわしいキャラクター・デザインとロゴマークを募集します。



詳しくは本紙発行所までお問合せください。

目次：

創刊によせて	1
総会終了する	1
今後の事業予定	2
ふれあい世話人制度	2
解説 成年後見制度	3
各種お知らせ	4
ガイドブック発刊	4

編集委員の紹介

発行者	國井 輝夫
編集長	境野 洋統
副編集長	菊地 ミドリ
編集員	篠崎 浩作

会報 ふくしま成年後見センター

発行日 平成25年7月31日

第1巻 第1号

創刊によせて

代表理事 中島 靖治
代表理事 國井 輝夫

平成21年1月6日、私たちふくしま成年後見センターは新生NPOとして産声を上げました。以来、私たちは「高齢者・障害者等の判断能力が不十分になつても、人が人として“共に生きることができる社会の実現を『成年後見』等を通して支援する」ことを目的に活動してきました。

ご存知の通り、わが国の高齢化は益々進んでおり、これに伴い、介護の必要なお年寄り（要介護認定者）は昨年7月時点で542万人に達しております。さらに、本年6月には認知症高齢者の数が462万人という国の発表もありました。この数字に従来からの知的障害者55万人と精神障害者323万人を加えた840万人の中に、成年後見制度による支援を必要としている方が少なからずおいでになります。

こうした状況に対応するためには、後見制度について広く社会に啓発すると共に、後見人等を引き受けいただける

人材を増やしていく必要があります。

このため、私たちふくしま成年後見センターでは、次の5本柱のもとに具体的な事業の展開を図っています。

- 1) 成年後見の普及・啓発のために成年後見に関する講演会等の開催
- 2) 成年後見の利用等についての相談事業の実施
- 3) 成年後見人等の引き受けや支援事業の実施
- 4) 成年後見に関する事例検討会、研修会の開催
- 5) 任意後見本人、高齢者等の見守り、生きがい支援事業の実施

現在、私たちの会員は約60名弱で、福島市を始め県内にいくつかの連絡拠点を設け、地道な活動を続けているところです。このたび、このささやかな広報紙の発行を機に、さらに成年後見に関する情報提供を行い、一般市民の方々の理解を深めていただきたいと願っています。

平成25年度総会 終了する

さる5月10日（金）15時45分、福島市市民会館において総会が開催されました。総会に先立ち、14時30分から東北学院大額法学部准教授の近藤雄大氏より「善管注意義務と成年後見」と題してご講演をいただきました。引き続き、第5回通常総会を27名の出席により行い、池田満吉専務理事が議長に選出されて議事を進行しました。平成24年度事業報告、活動決算について、國井輝夫代表理事から報告があり、全員一致で承認され、25年度の事業計画、活動会計案も承認されました。

24年度の主な活動成果は以下の通りです。

1. 成年後見研修（基礎研修）の実施
2. 成年後見の普及・啓発の手書きを刊行
3. 成年後見に関する相談会の実施

25年度の主な活動計画。

1. 成年後見に関する講演会
2. 座談会の実施
3. 成年後見研修（基礎研修）の実施

以上をもって、無事、総会は終了いたしました。

これから事業予定

トピックス

被後見人 投票へ配慮

公職選挙法改正で、これまで選挙権が認められていなかった成年後見制度で被後見人となった障害者らの選挙権が回復、今参議院選挙から投票できるようになり、実際に7月21日に投票が行われた。関係者は投票手続きに課題も指摘し、「できる限り被後見人の意思を尊重すべき」として、後見人の今後の配慮を求めている。

旧公職選挙法は、成年後見人が付くと選挙権を失う規定があった。しかし、3月に東京地裁判決で「憲法が保障する選挙権の制限は原則として許されない」とされたことを踏まえ、規定を削除し、被後見人に選挙権を一律に付与する改正公選法が5月に成立。今回の参院選から適用された。

被後見人の投票では、不正投票を防止するため、被後見人が身体障害などで候補者名を書けない場合、投票所の選管職員らが投票補助者になる。病院などの不在者投票では、施設関係者以外に選管職員など第三者を立ち合わせることが盛り込まれた。

福島家裁によると、管内で昨年12月現在、成年後見人が付いている被後見人は1,484人。

「十分な周知不透明」

成年後見制度の相談などに当たるNPOふくしま成年後見センター。行政書士の國井輝夫代表理事(73)=福島市=は今参院選から被後見人に選挙権が認められたことについて「選挙権が回復したことは大変喜ばしい。参院選に間に合って良

事 業	期 日	備 考
1. 成年後見制度の普及・啓発事業 (1) 成年後見等に関する講演会 (2) 視て聞いて成年後見（座談会） (3) 同 上	12月 1月 3月	福島市 二本松市 いわき市
2. 成年後見に関する事例検討・研修会 (1) 定例研修会（第三回） (2) 同上（第四回）	9月 2月	福島市
3. 成年後見の利用に係る相談事業 (1) 講演会時の相談会（午前中） (2) 定期相談会 ○福島市 毎月第一土曜日 ○郡山市 毎月第三土曜日	12月	郡山市
4. 成年後見人の引受・支援事業 成年後見人等候補者名簿の提出	2月	「チェンバおおまち」「降矢行政書士法人」
5. 任意後見人・高齢者等の見守り、生きがい支援事業 (1) ふれあい世話人養成研修会 (2) ふれあい世話人養成研修会 (3) シニア・パソコン教室 (4) シニア・パソコン教室 (5) シニア寺子屋塾 ①「中国の儒教思想」 ②「藤沢周平作品を読む」 ③「民法の話」 ④「数学を解く」 ⑤「税金のしくみ」 ⑥「囲碁」 ⑦「日本の財政」	9月13日 1月 9月 11月 10月～ 3月まで	郡山市総合福祉センター 須賀川市 福島市 郡山市 福島市 (本法人事務所隣り)

あなたの安心を支える ふれあい世話人制度

話し相手 生活相談
福祉・医療情報
通院+診察付添 特定買物代行

第一 対象者

65歳以上の判断能力のある一人暮らしの高齢者及び高齢者世帯（要介護認定者を除く）

第二 事業内容

- 基本) 月1回の訪問及び月1回電話確認
又は月2回の訪問及び月1回電話確認
- ①安否確認 ②話し相手（約30分）
③生活相談 ④福祉・医療情報
- 付加) 必要に応じ
①特定の通院付添（送迎手配+診察付添）
②特定の買物代行

第三 手 順

- ・相談（受付）
- ・面接（調査）
- ・契約（利用者と本法人）
- ・開始
- ・終了

第四 利用料

基本料金) I型 1,500円
II型 2,500円

附加料金) 別個の契約

お問合せください。

第五 期 間

運営検討委員会及び審査会を設置。

連載 成年後見制度 第1回 制度のあらまし

会員 篠崎浩作

今回から、成年後見制度について、10回に分けて主要な部分を解説します。第1回目は、成年後見制度のあらましについて解説していきたいと思います。

「成年後見制度」でわざわざ「成年後見」といっているのは、親権者がいない場合等に未成年者を保護する「未成年後見」があるためです。

私たちの生きる現代社会では、私たちは個人として尊重され（憲法13条）、生まれると権利と義務の主体・当事者（民法3条。「権利能力者」という。）となり、成人すれば自己の生命の安全を確保し、自己の意思に基づく自由な活動を通して幸福を追求していく（憲法13条）、合理的な「大人（おとな）」の人間として期待され、単独で完全に有効な法律行為ができる者（民法では「行為能力者」という。）として法制度が成り立っています。

そこで、法は行為能力の不十分な人を保護することとし、精神上の障害により事理弁識能力すなわち物事の事象（表面）と真理（内部）を弁え識（わきまえし）つた上で結果を認識する能力（判断力）を欠く者を保護する制度、「成年後見制度」が創設されたのです。

この成年後見制度には、大きく分けて「法定後見」と「任意後見」があります。

法定後見は、さらに「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。精神上の障害により、後見は判断能力を欠く常況（普段そういう状況）にある者について後見開始の（民法7条）、保佐は判断能力が「著しく不十分」な者について保佐開始の（民法11条）、補助は判断能力が「不十分」な者について補助開始の（民法15条）審判を、家庭裁判所が本人、配偶者、4親等以内の親族等の請求により行い、それぞれ、本人を成年被後見人として保護者に成年後見人を（民法8条）、被保佐人として保佐人を（民法12条）、被補助人として補助人を（民法16条）付けるのです。法定後見制度はまだ発展途上にあり、多くの問題点があります。すなわち、①申立権者が家庭裁判所に、②成年後見人等の小輔車を指定して申し立て、③家庭裁判所はその審理を経て後見等開始の審判をし後見人等を選任する。①の申立権者については、

本人申立てができるとはいえば死ぬまで判断能力があると期待し本人申立てのチャンスを逸してしまうことや、親族は利害が絡むと申立てをしないとかの問題があります。②の後見人等候補者については、親族の申立人が自分を候補者として申立てしている場合に自分以外の者が選任されそうになると申し立てを取り下げてしまうということなどです。③の家庭裁判所すなわち司法が審理という一種の裁判を行うことについては、申立てによる申請主義といった制度的限界があります。これらの法定後見の問題を少しでも緩和しようといいくつかの改善がされました。1つは、配偶者や親族のいない人については、本人の住所地の市町村長が申立てできることになりました。2つ目は、本人保護の観点から取り下げが制限されたことです。3つ目は、次の「任意後見制度」が創設されたことです。

「任意後見」の説明をする前に、判断能力と「意思能力」の関係について説明しておきます。成人は、単独で完全に有効な法律行為ができるわけですが、法律上、自分の行為の意味や結果を判断することのできる精神能力（意思能力）が必要であるとされています。成人でも、泥酔中あるいは失神中の者、判断能力を欠く常況にある者には意思能力がなく、こうした人の行った法律行為は無効とされ、法律上の効果は認められません。これは、人の意思を重視する近代民法の基本原理（私的自治の原則）です。本人が成年後見を申し立てる場合に本人に意思能力がないときは、一般的には申立ても法律行為ですので無効の場合があると考えられますが、自分を良く知っていること、その必要性を感じていること、申立てが家庭裁判所の審理の機縁でしかないこと等の理由からか、意思能力の有無を問わず、民法では本人申立てができることが明定されています。一方、任意後見は、委任契約ですので、意思能力がなければ契約を結ぶことはできません。

次回は、任意後見、成年後見制度の法的背景等について解説します。

かった」と意義を強調。ただ「改正法成立から参院選までの期間が短く、後見人への周知が十分されたかは不透明」とした。

被後見人の投票に向けては「親族などの後見人の配慮が必要。投票は手続きなど大変な面もあるが、できる限り被後見人の意思を尊重すべき」と指摘した。

（福島民友
平成25年7月19日 3面）

正会員 賛助会員募集

本法人の事業活動に賛同し、活動を支援していただける正会員、賛助会員を募集いたします。

正会員：議決権あり
(個人、団体とも)
入会金 3千円
年会費 3千円

賛助会員：議決権なし
個人 年会費 3千円
団体 年会費 7千円

ご希望の方には資料一式お送りいたします。詳しくは本紙発行所までお問合せ下さい。



会報
ふくしま成年後見センター

- 発行者
特定非営利活動法人
ふくしま成年後見センター
- 発行人
代表理事 國井 輝夫
- 発行所
〒960-8111
福島市五老内町6-4
フジコーポラス101
TEL 024-535-5451
- 編集者
理事 境野 洋統
- 編集後記
曲がりなりにも本法人の会報紙を創刊することができました。無理をお願いした関係各位にお礼申し上げます。読者の皆様にはどうか、今後もよろしくお願ひいたします。

[ホームページもご覧下さい。
<http://fukushima-kouken.com/>]

「成年後見－手続きのすすめ方－」発刊

よく耳にするのが、成年後見の申立ては難しい、面倒であると言う声です。そこで、当センターとして申立て申請に関する手引書を作つはどうだろうかと言うことになり、有識者を含めた「申立て手続きの手引書作成委員会」を立ち上げ、鋭意検討を進めた結果、今般、「こんなとき利用する成年後見－手続きのすすめ方－」を発刊する運びとなりました。

本書は、法定後見に係る申立てのみならず、任意後見契約に關しても記述し、簡にして要を得た内容になっていると思います。

この手引書が、成年後見に携わる社会福祉関係機関の職員始め、多くの方々にご利用いただければ幸いです。

シニアパソコン教室開催のお知らせ

1. 期日 平成25年9月5日、12日、19日、26日
2. 時間 10:00 ~ 17:00 (昼休み 12:00~13:00)
3. 場所 チェンバ大町 (福島市市民活動サポートセンター内)
福島市大町4-15 (東邦銀行本店前)
4. 定員 13名 (パソコン持込可)
5. 内容 パソコンの初步の初步
6. 講師 2名 (元IT会社勤務、元中学教師)
7. その他 飼料代700円／1日 計2800円を一括納入
最終日の最終時間は茶話会を予定 受講者の交流会とする

本講座は高齢者・障害者の居場所の提供及び趣味の技能の普及を目的とした親睦会を目指しています。今まで全然パソコンを使えなかつたけれど興味があると言う初心者を対象としています。愉しみながら勉強しましょう。

ふれあい世話人養成研修会のお知らせ

1. 趣旨 一人暮らし高齢者に寄り添い、地域社会からの孤立をなくそうという「ふれあい世話人事業」の世話人を養成するものです。
2. 日時 平成25年9月13日(金) 9:30 ~ 17:00
3. 場所 郡山市総合福祉センター (郡山市役所隣)
4. 内容 ①ふれあい世話人事業 ②高齢者と健康 ③傾聴の基本
④介護保険の基本
5. 条件 郡山市、福島市、喜多方市に在住の一般成人で、
この事業に参加を希望するもの
6. 申込等 参加は無料
参加希望者は以下宛にFAX (電話でも可) して下さい。
024-535-5451

シニア寺子屋塾へのお誘い

1. 趣旨 会員または市民が講師となり、学びたい知りたい知的好奇心を追求し、豊かな人生を送ることができる事を願って開講するものです。
2. 日時 平成25年10月から翌年3月まで(6ヶ月間) 10:15~11:45
3. 場所 ふくしま成年後見センター分室 (事務所隣)
福島市五老内町6-4 フジコーポラス102 市役所正面玄関斜め前
4. 定員 各講座10人程度 (受付順)
5. 茶話会 いずれの講座においても最終回にふれあい茶話会を実施。
6. 参加料 無料 資料代として講義1回につき400円を徴収
7. 申込 シニア (原則65歳以上) の一般市民で、参加希望者は、以下にFAXして下さい。(電話でも可)
024-535-5451
8. 内容 開催内容はいろいろあり、開催期日は申込者に通知します。
お問合せ下さい。(本紙2頁も参照)